

令和5年3月30日
港湾局産業港湾課

「港湾脱炭素化推進計画」作成マニュアルを公表します ～港湾管理者による官民連携の「港湾脱炭素化推進計画」の作成を支援～

昨年12月、改正港湾法が施行され、今後、港湾管理者が官民連携の「港湾脱炭素化推進計画」を作成し、同計画に基づいて、官民の関係者がそれぞれの脱炭素化の取組を進めていくこととなります。

今般、港湾管理者による計画の作成を支援するため、「港湾脱炭素化推進計画」作成マニュアルをとりまとめたので、公表します。

- 国土交通省では、我が国の産業や港湾の競争力強化や脱炭素社会の実現に貢献するため、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や水素等の受入環境の整備等を図るカーボンニュートラルポート（CNP）の形成を推進しています。
- 昨年12月、港湾における脱炭素化の推進等を図る改正港湾法が施行され、今後、港湾管理者が多岐にわたる関係者が参加する港湾脱炭素化推進協議会での検討を踏まえ、港湾脱炭素化推進計画を作成し、同計画に基づいて各関係者がそれぞれの取組を進めることとなります。
- この度、港湾管理者による港湾脱炭素化推進計画の作成を支援するため、「港湾脱炭素化推進計画」作成マニュアルをとりまとめたので、お知らせします。
- 国土交通省としては、本マニュアルの公表に加え、引き続き、計画の作成に係る経費の補助や、地方整備局等の職員が協議会に参加して助言を行うなど、港湾管理者による計画作成を支援し、CNPの形成の取組を促進してまいります。

【補足】国土交通省港湾局は、港湾管理者によるCNP形成に向けた計画（CNP形成計画）の作成を支援するため、令和3年12月、「CNP形成計画」策定マニュアルを公表しました。昨年12月の改正港湾法の施行により、CNP形成に向けた計画が「港湾脱炭素化推進計画」として法定化されたことや、脱炭素化に関する技術の進展等を踏まえ、今般、「CNP形成計画」策定マニュアルをベースに、新たに「港湾脱炭素化推進計画」作成マニュアルを公表します。

【参考】「港湾脱炭素化推進計画」作成マニュアルは、以下のURLに掲載します。

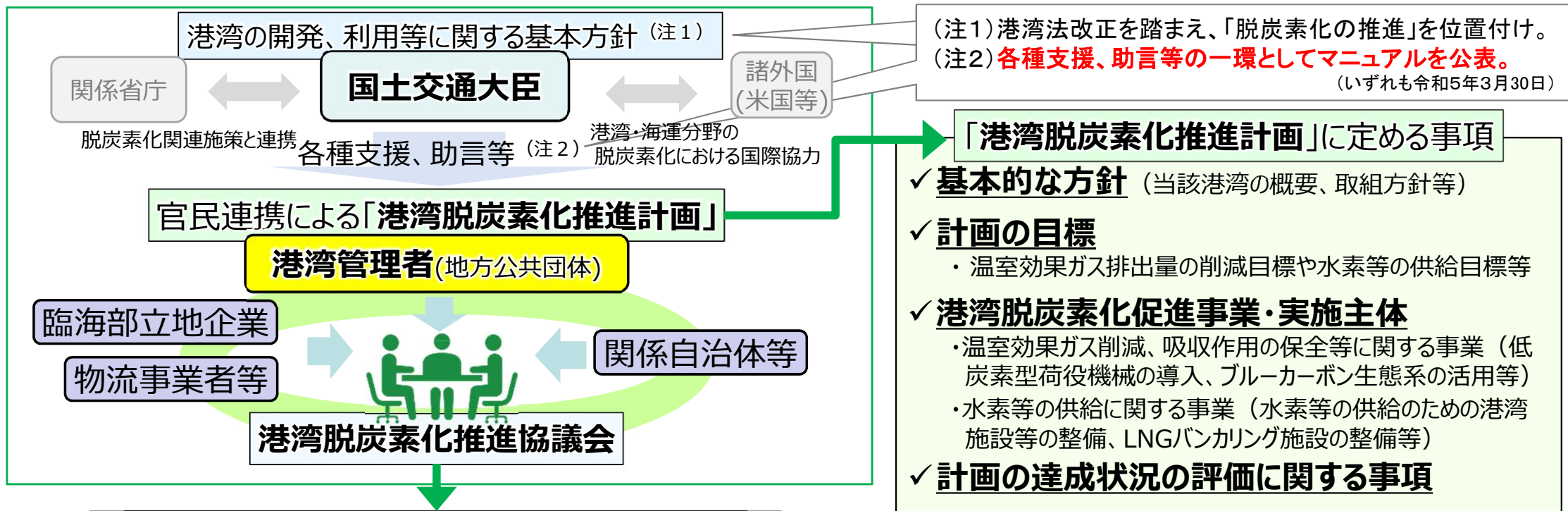
https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk4_000054.html

【問い合わせ先】 港湾局 産業港湾課 伊藤、宮崎
(代表) 03-5253-8111 [内線] 46-468、46-467 (直通) 03-5253-8672

「港湾脱炭素化推進計画」について

- カーボンニュートラルレポート（CNP）の形成を推進するため、令和4年の港湾法改正により、港湾管理者が官民連携による「港湾脱炭素化推進計画」を作成し、同計画に基づいて、各関係者がそれぞれの取組を進める体制を構築。
- 「港湾脱炭素化推進計画」作成マニュアルは、港湾管理者が計画を作成する際の参考となるよう、計画作成プロセス、計画の達成状況の評価の方法等についてまとめたもの※。

※「CNP形成計画」策定マニュアル（令和3年12月）をベースに、港湾法改正等を踏まえ、「港湾脱炭素化推進計画」作成マニュアルとして新たに公表。



(注1) 港湾法改正を踏まえ、「脱炭素化の推進」を位置付け。
 (注2) **各種支援、助言等の一環としてマニュアルを公表。**
 (いずれも令和5年3月30日)

「港湾脱炭素化推進計画」に定める事項

- ✓ **基本的な方針**（当該港湾の概要、取組方針等）
- ✓ **計画の目標**
 - ・ 温室効果ガス排出量の削減目標や水素等の供給目標等
- ✓ **港湾脱炭素化促進事業・実施主体**
 - ・ 温室効果ガス削減、吸収作用の保全等に関する事業（低炭素型荷役機械の導入、ブルーカーボン生態系の活用等）
 - ・ 水素等の供給に関する事業（水素等の供給のための港湾施設等の整備、LNGバンキング施設の整備等）
- ✓ **計画の達成状況の評価に関する事項**
 - ・ 評価の実施体制、方法、公表方法等
- ✓ **計画期間**
- ✓ **その他港湾管理者が必要と認める事項**
 - ・ 港湾の脱炭素化に関する将来構想
 - ・ 脱炭素化推進地区の方向性
 - ・ 産業振興・地域活性化に関する取組 等

「港湾脱炭素化推進協議会」の構成員の例

- ✓ **港湾管理者**（協議会を組織）
- ✓ **港湾脱炭素化促進事業の実施が見込まれる者**（立地企業、港湾協力団体等）
- ✓ **関係地方公共団体**（港湾所在市町村等）
- ✓ **港湾利用者**（船社、物流事業者等）
- ✓ **学識経験者** 等

「港湾脱炭素化推進計画」作成マニュアルの主な内容

計画に定める事項

- ✓ **基本的な方針**
 - ・当該港湾の概要、取組方針等
- ✓ **計画の目標**
 - ・温室効果ガス排出量の削減目標や水素等の供給目標等
- ✓ **港湾脱炭素化促進事業・実施主体**
 - ・温室効果ガス削減、吸収作用の保全等に関する事業（低炭素型荷役機械の導入、ブルーカーボン生態系の活用等）
 - ・水素等の供給に関する事業（水素等の供給のための港湾施設等の整備、LNGバンカリング施設の整備等）
- ✓ **計画の達成状況の評価に関する事項**
 - ・評価の実施体制、方法、公表方法等
- ✓ **計画期間**
- ✓ **その他港湾管理者が必要と認める事項**
 - ・港湾における脱炭素化の促進に資する将来の構想
 - ・脱炭素化推進地区制度の活用等を見据えた土地利用の方向性
 - ・港湾及び産業の競争力強化に資する脱炭素化に関連する取組 等

マニュアルの主な内容

計画の目標

○運輸部門等の脱炭素化技術がまだ開発中のものも多いことを踏まえ、短期、中期、長期と段階的な目標を設定。

▼目標設定例

KPI(指標)	数値目標		
	短期(●●年度)	中期(●●年度)	長期(●●年度)
CO2排出量	〇トン/年	〇トン/年	実質ゼロ
水素等の取扱貨物量	—	5千トン/年	5万トン/年
低炭素型RTG導入	50%	75%	100%

港湾脱炭素化促進事業・実施主体

○目標を達成するために実施する温室効果ガス排出量の削減に関する事業（低炭素型荷役機械の導入等）、温室効果ガス吸収作用の保全・強化に関する事業（藻場・干潟の造成等）、水素・アンモニア等の供給に関する事業（水素受入れのための岸壁改良等）等について、実施主体、整備時期、事業の効果等を記載。

出典：(株)三井E&Sマシナリー資料



低炭素型荷役機械の導入(神戸港)



浚渫土砂を活用した干潟の造成(徳山下松港)

▲港湾脱炭素化促進事業の例

計画の達成状況の評価に関する事項

- 港湾脱炭素化推進協議会を活用し、計画の達成状況の評価し、公表することが望ましい。
- 評価結果を踏まえ、必要に応じ柔軟に計画を見直す。

その他港湾管理者が必要と認める事項

- 港湾脱炭素化促進事業として具体的に記載ができないが、中・長期的に取り組むことが想定される脱炭素化の取組を「将来構想」として記載。
- 構築物の用途規制の柔軟化を図る脱炭素化推進地区の活用の方向性、競争力強化に向けた取組（例：産業部局との連携による水素等関連企業の誘致等）等についても記載。

出典：川崎重工業(株)資料



水素受入基地の整備(大型液化水素貯蔵タンク)

▲将来構想の例

参考資料

- 「CNPの形成に資する技術・取組に関する事例集」等を掲載。

今後のカーボンニュートラルポート(CNP)の形成の進め方

